平成２４年（フ）第６２４号
北九州市八幡西区楠橋南２丁目20番30号202号
債務者　安河内　勇
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４８号
宮崎市中西町190番地３
債務者　村橋まり子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２５号
盛岡市東松園４丁目12番12―23号、旧住所岩手県岩手郡雫石町七ツ森164番地８
債務者　内川　黎子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３１号
福島県郡山市富田町字中ノ目38番地の２
債務者　笠井　直子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
福島県郡山市安積町日出山１丁目70番地　高田コーポ106号
債務者　瀧口　尚子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
兵庫県明石市魚住町清水158番地の１　フローラルハイツ・ダイキ202号、前住所神戸市西区枝吉１丁目34番地の１
債務者　小川美代子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
神戸市西区王塚台４丁目57番地６―503号
債務者　青井　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
山口県岩国市通津3306番地４
債務者　村本　俊子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第９４号
広島県福山市三吉町５丁目５番29―８号
債務者　山川　賢司
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９５号
広島県福山市三吉町５丁目５番29―８号
債務者　山川百合子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６２号
広島県福山市桜馬場町２番43号
債務者　桑田　雅高
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６３号
広島県福山市桜馬場町２番43号
債務者　桑田多香子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５０７号
福岡県遠賀郡岡垣町東高倉２丁目20番６号リバプールⅣ202号
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４１号
北九州市門司区長谷１丁目４番１号
債務者　浜野　良行
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８号
福島県西白河郡西郷村大字真船字川谷62番地１　新川谷団地４、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字原中38番地10
債務者　小出　年江
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
福島県白河市みさか１丁目25番地６
債務者　荒井　栄一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
北九州市小倉南区大字長野773番地５
債務者　小山　靖子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５号
長崎県島原市新湊２丁目丙1701番地４、前住所長崎県島原市柿の木町2954番地
債務者　本村　由美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係